

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開 (P1~7)

- 海外おみやげ宅配便～外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス…………… 開発局
- HOP1 ECサイト～香港・シンガポール向けインターネット販売…………… 開発局
- 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内【NEW】…………… 北海道
- 平成 28 年度「トライアル新商品展示会」の開催…………… 北海道
- 海外での商談会や輸出相談などの事業実施…………… 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内…………… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用…………… 北海道

【2】融資 (P8~12)

- 北海道の中小企業向け融資制度…………… 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度)…………… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内…………… 北海道
- 平成 28 年 8 月の大雨等被害により影響を受けている中小企業向け融資制度及び相談室…………… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内…………… 北海道

【3】雇用の確保 (P13~17)

- 労働移動支援助成金の拡充について…………… 労働局
- 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の創設…………… 労働局
- 「高年齢雇用開発特別奨励金」の支給要件の変更…………… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】…………… 北海道
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」開設記念セミナーのご案内【NEW】…………… 北海道

【4】人材育成 (P18~25)

- 2 月～3 月開講講座のご案内【更新】…………… 中小企業大学旭川校
- 人材教育セミナーのご案内…………… 中小企業大学旭川校
- 食品表示セミナーのご案内(1～2月開催)…………… 北海道
- 高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の平成 29 年度訓練生募集【更新】…………… 北海道
- 能力開発セミナー(2-3 月開講予定)のご案内【更新】…………… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設…………… 労働局・北海道他

【5】各種相談

- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内【再掲】…………… 北海道
- 平成 28 年 8 月の大雨等被害により影響を受けている中小企業向け融資制度及び相談室【再掲】…………… 北海道

【6】イベント・セミナー (P26~27)

- 中小企業・小規模事業者のための事業承継セミナーの開催【NEW】…………… 経済産業局
- 平成 28 年度第 2 回「航空機部品市場新規参入セミナー」の開催【NEW】…………… 経済産業局

【7】その他 (P28~32)

- 「中小企業支援機関のための相談対応マニュアル」の改訂～経営相談に知的財産のアドバイスを～【NEW】…………… 経済産業局
- 「中小企業向け“使える!”経済産業省支援メニューガイドブック」の作成…………… 経済産業局
- 平成 28 年度の「冬季の省エネルギーの取組について」…………… 経済産業局
- 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ…………… 労働局
- 平成 28 年度北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞受賞者の決定【NEW】…………… 北海道

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
香港、台湾 5kg 以内…7,000円 10kg 以内… 9,000円 15kg 以内… 11,000円
シンガポール、マレーシア
5kg 以内…11,000円 10kg 以内…14,000円 15kg 以内… 17,000円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、
15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道のおいしい物を自分の国に送りたいなら

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

重量	台湾/香港	シンガポール
5kg 以内	7,000円	11,000円
10kg 以内	9,000円	14,000円
15kg 以内	11,000円	17,000円

5kgの商品を送る際の例(冷蔵品2kgの例)	10kgの商品を送る際の例(冷蔵品5kgの例)	15kgの商品を送る際の例(冷蔵品7.5kgの例)
商品代金	10,800円	10,800円
HOP1利用料	7,580円	7,580円
消費税	1,836円	5,508円
送料	18,360円	23,888円
		24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円
・月額手数料 2,000円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影1カット 3,000円～
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内

【新規】(北海道)

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック(以下、「東京2020大会」)の開催を契機として、中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれることから、東京都及び都内の中小企業支援機関では、こうしたチャンスを都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信するため、「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」を立ち上げています。

同協議会では、東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の運営を開始しており、ユーザー登録を受け付けていますので、ご案内します。

また、この度、この「ビジネスチャンス・ナビ2020」が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の入札手続きに活用されることになりました。

平成29年4月以降(予定)、組織委員会の入札手続きは原則として「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用することになり、組織委員会の入札に参加するためには、「ビジネスチャンス・ナビ2020」への事前登録(無料)が必要になるとのことですので、併せてご案内します。

◆情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の概要

- ・東京2020大会等を契機とする中長期的な中小企業等の受注機会拡大を支援
- ・官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト
- ・サイトを通じて新規取引先の開拓が可能
- ・全国の中小企業等が利用可能

「ビジネスチャンス・ナビ2020」URL

<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>

◆組織委員会の東京2020大会に向けた調達物品について

(想定される発注案件例)

《組織委員会作成資料で「調達の対象」として記載されているもの》

- ・各競技会場で使用する仮設設備(テント、座席、フェンス他)、機器、備品、サービス
- ・輸送・物流で使用する機器、備品、サービス
- ・各競技で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・放送関連施設で使用する機器、備品、サービス
- ・選手村で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・セレモニー(開閉会式・聖火リレー・表彰式他)で使用する機器、備品、サービス
- ・警備やテクノロジーサービスに関する機器、備品、サービス
- ・東京2020の各オフィスで使用する機器、備品、サービス

※上記には、大会パートナーから供給される設備、備品、サービス等も含まれています。

参考 URL

「東京2020組織委員会における調達について」

(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/procurement/guide/>

「東京2020公認プログラム「ビジネスチャンス・ナビ2020」東京2020組織委員会の入札手続きにおける活用が決定!!」(東京都庁)

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/12/13/02.html>

◆お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ

(TEL 011-204-5331)

平成28年度「トライアル新商品展示会」を開催します！

(北海道)

北海道では、中小企業者の皆様が生産する新商品の販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品を知事が認定し、販路開拓を支援するものです。

このたび、道民の皆様にトライアル認定新商品をご紹介しますために、認定新商品を集めた展示会を開催することといたしました。

本道の中小企業者の皆様が生産する新商品の数々を道民の皆様にをご紹介しますので、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

◆開催期間

平成29年1月23日(月)12時 ～ 1月25日(水)15時

◆開催場所

道庁本庁舎1階 道政広報コーナー特設展示場A（札幌市中央区北3条西6丁目）

◆入場料：無料

◆お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ
(TEL 011-204-5331)



《トライアル新商品展示会 札幌会場の様子》

海外での商談会や輸出相談などの事業を実施しています

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やセミナーなどの委託事業を実施しています。募集中の事業の詳細については、受託事業者のホームページをご覧ください。

(ホームページ：<http://www.h-food.or.jp/>)

◆海外商談会

- ・香港（食品全般） 12/24-27 募集終了
- ・シンガポール（機能性食品・スイーツ） 1/19 募集終了
- ・台湾（食品全般） 2/15 募集終了
- ・タイ（食品全般） 2/20-21 募集終了
- ・UAE(ドバイ・アブダビ)（食品全般） 2/6, 8 募集終了

◆輸出アドバイザーの配置

輸出に係る相談や、海外での販路開拓、物流手続の支援を行うアドバイザーを、道内と海外に配置しています。ご相談を希望する場合は受託者にお問い合わせください。

- ・道内アドバイザー（担当地域：東アジア、北米・EU、中東）
- ・海外現地アドバイザー（シンガポール、タイ）

（活用事例）

- ・輸出入規制等の課題把握とその解決方策の検討、輸出対象商品の発掘など。
- ・海外現地アドバイザーは、現地向けの商流・定期物流網を持っていますので、ご相談ください。

◆道内セミナー

- ・ムスリム対応セミナー(1～2月、旭川、北見、釧路。札幌、函館、帯広は終了)
ハラール市場の対応についてわかりやすく解説します。
- ・普及啓発セミナー(2月1日、札幌)
機能性食品やスイーツの輸出に取り組んでいる企業の事例発表などを行います。
- ・事業報告会(2月下旬、札幌)
海外商談会等の事業の取組状況や、これを踏まえた輸出に向けたヒントなどを、道内・海外現地アドバイザーが広くお知らせします。(個別輸出相談も実施予定)

◆問い合わせ先

受託者：(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者：北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業

等



ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報

等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^ドo）」の活用について

【新規】（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成25年4月1日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われたヒト介入試験の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、委員会を設置し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年2回（5月、11月）
- ◆表示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《認定数》

- ◆37社71品目（平成28年12月現在）

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約30%売上額が増加しています。中には、3倍、4倍に増えた事例もあります。（道の平成27年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoフェア（平成28年度は12月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで7回開催）
 - ・「健康博覧会2017」（2月15日～2月17日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道機能性食品ゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5226

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
防災・減災 貸付	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

- ◎金融機関へ直接申し込むことができます！
- ◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者 (小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け
融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去3年間における各年のいずれかの同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去3年間における各年のいずれかの同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182

根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

平成28年8月の大雨等により影響を受けている
中小企業向け融資制度及び相談室

(北海道)

道では、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)により被害を受けた中小企業者等の方々の早期復旧と経営の安定を融資制度及び相談室により支援します。

◆制度概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村
	(2)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 【認定要件】 ・指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ・平成28年台風10号に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること ＜指定地域＞ 南富良野町 ＜指定期間＞平成28年8月30日～平成29年3月15日
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
融資利率	固定金利 年1.1%(融資期間5年以内) 年1.3%(融資期間10年以内) 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_28oome.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

労働移動支援助成金の拡充について【平成28年10月19日付け制度改正】 (北海道労働局)

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金について、平成28年10月19日付けで制度改正が行われ、下記のとおり新たな支援メニューが新設されたほか、助成額が引き上げられるなど、助成内容が拡充されました。

助成金種別	改正内容																														
再就職支援奨励金	<p>再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者に対し、民間の職業紹介事業者による再就職支援を委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対し助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。</p> <p><再就職支援(再就職実現分)の拡充> 再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者が訓練を実施した際の助成(訓練加算)の拡充 【改正前】6万円/月(最大3か月分)→【改正後】訓練実施費用×2/3(上限30万円) 支給対象となる訓練時間の見直し 【改正前】訓練時間が1か月以上であり、各月あたり50時間以上の訓練であること →【改正後】総訓練時間数が10時間以上の訓練であること</p> <p><教育訓練施設等が実施する訓練への助成(職業訓練実施支援)の新設> 再就職のための訓練を教育訓練施設等への委託により実施する事業主に対し、委託に要した費用の一部を助成するもの 【助成内容】訓練実施費用×2/3(上限30万円) 【対象となる訓練内容】 ・総訓練時間数が10時間以上の訓練であること(Off-JTのみ) ・以下の(a)のみ、または(a)と(b)の組み合わせにより実施するもの (a)再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るもの (b)キャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るもの * (a)と(b)の組み合わせの場合、(b)の割合が全体の5割以下であること ※これらの改正内容は平成28年10月19日以降に提出された再就職援助計画等の対象者について適用されます。</p>																														
受入れ人材育成支援奨励金	<p>受入れ人材育成支援奨励金は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れを行った場合の助成(早期雇入れ支援)と、雇入れた労働者に対し職業訓練を行った場合の助成(人材育成支援)があり、いずれも労働者の早期再就職の促進を目的としています。</p> <p><早期雇入れ支援の拡充> 「優遇助成」に該当する場合の助成額の引き上げ 【改正前】 通常：支給対象者1名あたり：30万円 優遇助成：支給対象者1名あたり：40万円 【改正後】 通常：支給対象者1名あたり：30万円(変更なし) 優遇助成：支給対象者1名あたり：80万円(40万円×2回) ※改正後の助成額は平成28年10月19日以降の雇入れの場合に適用されます。</p> <p><人材育成支援の拡充> 訓練実施1時間あたりの助成額を引き上げるとともに「優遇助成」を新設 【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="464 1541 1291 1653"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td colspan="2">800円</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td colspan="2">実費相当額 上限30万円</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>実施助成</td> <td colspan="2">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="464 1675 1291 1792"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>通常助成</th> <th>優遇助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td>900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td colspan="2">実費相当額 上限30万円</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>実施助成</td> <td>800円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正後の助成額は平成28年10月19日以降に提出された職業訓練計画より対象となります。 ●「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方を雇入れた場合に対象となります。</p>			助成額		Off-JT	賃金助成	800円		経費助成	実費相当額 上限30万円		OJT	実施助成	700円				通常助成	優遇助成	Off-JT	賃金助成	900円	1,000円	経費助成	実費相当額 上限30万円		OJT	実施助成	800円	900円
		助成額																													
Off-JT	賃金助成	800円																													
	経費助成	実費相当額 上限30万円																													
OJT	実施助成	700円																													
		通常助成	優遇助成																												
Off-JT	賃金助成	900円	1,000円																												
	経費助成	実費相当額 上限30万円																													
OJT	実施助成	800円	900円																												

- ◆これらの助成金には、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、利用を検討される際は問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL011-788-2294
- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の創設について

【平成28年10月19日創設】

（北海道労働局）

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者等の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

○ 生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します。

以下の①～③のいずれにも該当する方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

① 生活保護受給者又は生活困窮者

- ▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

② 自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

- ▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

③ 自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

- ▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

※雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。
詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

- ◆雇い入れた労働者に対する配慮事項など支給申請にあわせて報告していただきます。
- ◆対象となる事業主の要件は、雇用保険の適用事業主であること、対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないことなどの対象要件があります。詳細は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆雇入れから6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

○ 〈支給額〉 ～対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します～

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額		
			第1期	第2期	支給総額
短時間労働者 以外の労働者	大企業	1年	25万円	25万円	50万円
	中小企業	1年	30万円	30万円	60万円
短時間労働者	大企業	1年	15万円	15万円	30万円
	中小企業	1年	20万円	20万円	40万円

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
TEL 011-709-2311(内線 3642)

◆厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139221.html>

平成 29 年 1 月 1 日の雇入れから

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件が変更となります

(北海道労働局)

「高年齢者雇用開発特別奨励金」は、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、65 歳以上の離職者等を 1 年以上継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して支給される助成金です。

平成 29 年 1 月 1 日から、65 歳以上の方についても「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用対象となることに伴い、標記奨励金の対象労働者、事業主の要件も、平成 29 年 1 月 1 日の雇入れから下記のとおり変更となります。

<対象労働者の要件>

- ① 雇入れ日現在の満年齢が 65 歳以上の方
- ② **紹介日において雇用保険の被保険者でない方**(紹介日において 1 週間の労働時間が 20 時間以上となる就労や自営等を行っている方は失業状態にないとみなされ対象となりません)

※ 従来要件とされていた下記については、要件から削除されることとなります

- ・雇用保険の被保険者資格を喪失した日の翌日から 3 年以内に雇入れされた方
- ・雇用保険の被保険者資格を喪失した日以前 1 年間に被保険者期間が 6 カ月以上あった方

<事業主の要件>

- ① ハローワーク等の紹介により、1 年以上継続して雇用する労働者として雇入れ、**雇用保険の高年齢被保険者とした事業主**

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター3階 011-738-1056

◆参 考:厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_kounenrei.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内

【更新】（北海道）

北海道では、地域の企業を対象に、就業環境の整備や労働生産性の向上に向けた包括的な支援などについて、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。
是非、お気軽にご相談ください。

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方」に関する企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます。

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」（札幌市内）には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、労働問題や労働環境の整備などの労働面のアドバイスと生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる対応窓口（無料）を設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で毎月開催！

センターから離れている地域の皆さんには、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において、毎月1回開催する出張相談会をご利用いただけます。（詳細は、センターホームページをご覧ください。）

■ 「働き方改革アドバイザー」があなたの会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接あなたの企業を訪問し、実態に即した適切な助言・指導を行います。
（常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業等を対象に、1法人につき2回まで訪問します。）

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 制度を導入する際に助成制度を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ご利用方法

相談希望の方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。
また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

FAX:011-206-1498



「ほっかいどう働き方改革支援センター」 開設記念セミナーのご案内

【新規】（北海道）

北海道における働き方改革を推進するため、昨年12月に「ほっかいどう働き方改革支援センター」が誕生しました。このたび、これを記念してセミナーを開催いたします。働き方改革実現会議及び地域働き方改革支援チームの構成員である白河桃子氏をお招きし、働き方改革に取り組むメリットや必要性についてわかりやすく解説していただくほか、道内3企業から、働き方改革の取り組みについて報告していただきます。

是非、お気軽にご参加ください。

- ◆開催日時 平成29年2月6日(月)
- ◆場 所 ホテル札幌ガーデンパレス2階 丹頂
- ◆対 象 企業経営者、人事労務ご担当者、行政職員など
- ◆定 員 150名
- ◆申込締切 平成29年2月3日(金)
- ◆主 催 北海道、北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議

（北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会北海道連合会、(株)北洋銀行、(株)北海道銀行、北海道、札幌市、経済産業省北海道経済産業局、厚生労働省北海道労働局）

プログラム

<第1部> 13:30~14:40

主催者挨拶 北海道知事 高橋 はるみ
厚生労働省北海道労働局長 田中 敏章

基調講演 「働き方改革に取り組むメリット」について
働き方改革実現会議・地域働き方改革支援チーム構成員
相模女子大学客員教授・少子化ジャーナリスト
白河 桃子(とうこ)氏



<第2部> 14:50~16:00

事例紹介 「先進事例の紹介」
株式会社札幌丸井三越（小売業）
「所定外労働の削減・有給休暇取得促進方策について」
株式会社エスプランニング（情報通信業）
「特別休暇制度の導入などの働き方改革の取り組みについて」
幸楽輸送株式会社（道路貨物運送業）
「働き方の見直しと労働時間削減方策について」

センター紹介 ほっかいどう働き方改革支援センターの概要について

◆お問い合わせ先



札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル 3階
北海道中小企業団体中央会内
TEL:011-206-1495
E-mail:hatarakikatasien@doginsoken.jp
担当:村上



中小企業大学校旭川校 2月～3月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年2月～3月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページ(オンライン)またはファックスでお受けしています。

No.24 経営に活かす人材育成の考え方・進め方
～人材こそが企業を成長させる～

人材育成の知識と手法を学ぶとともに、自社の経営戦略を実現するために求められる人材像を明確にすることで、より自社に合った実践的で実効性の高い人材育成計画(人事・研修・評価)によって社員のやる気を引き出し、定着率を高め、業績にも貢献できる仕組みづくりを学びます。

◆この研修のポイント

1. 社員に対して、将来のキャリアアップ・成長の展望を示すことができるようになります。
2. 社員のモチベーションアップにも繋がる人材育成計画づくりを学びます。
3. 大学校などの外部研修を、より有効に活用できるようになります。

- ◆実施期間 2月2日(木)～3日(金)/3月2日(木)～3日(金) 延べ 4日間
- ◆研修時間 27時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 エムストリームコンサルティング株式会社 代表取締役 植田 正樹氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095253.html>

No.25 キャッシュフロー経営で現場を変える！
キャッシュフロー経営と利益・資金計画

キャッシュフロー経営の考え方について理解するとともに、キャッシュフローをベースに自社の経営強化に活かす利益・資金計画の策定について学びます。

※決算書について初めて学ばれる方も安心してご参加いただけます。

※自社の直近3期分の決算書をご持参いただきます(当校への提出及び他の受講生に公表していただくことはありません)。

◆この研修のポイント

1. 資金繰り表とキャッシュフロー計算書の本質的な違いを理解し経営強化の着眼点を学びます。
2. キャッシュフローをベースに、自社の物語(ストーリー)を読み解きます。
3. 経営課題の理解を深め、自社の実践活用につなげます。

- ◆実施期間 2月7日(火)～10日(金) 4日間
- ◆研修時間 27時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095254.html>

No.26 営業部門管理者養成講座

新たな市場を切り拓くためのマーケティング

営業マネージャー・リーダーとして必須となるマーケティングの知識だけでなく、特に成果を上げている事例について学び、顧客志向に基づいた営業推進手法や、営業戦略の立案とその実践スキルを身に着につけ、マネージャー・リーダーとして自社の営業を改革していくための計画を立てていただきます。

◆この研修のポイント

1. 成果を上げている営業部門の事例を比較し、成果を上げる営業に共通する特徴を掴みます。
2. 数々の事例を通じて、営業リーダーとしての課題解決を学びます。
3. マーケティングの基本とその応用を学び、これからの自社の営業をどのように改革したら良いかを検討します。

◆実施期間 2月14日(火)～16日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095255.html>

校外セミナー 根室開催

No.505 経営トップセミナーⅡ 顧客価値を高める営業・マーケティング講座

“売れる”マーケティングの“勘どころ”と“お客様満足”の実践

顧客価値を高めるマーケティングを基本から学ぶとともに、顧客満足を実現するための知識の活用法について、事例と演習を交えて学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. お客様の気持ちをつかむ勘所を学びます。
2. 経営資源としての「情報」の特質と顧客への情報発信するためのポイントを学びます。
3. 今日から実践できる身近な情報発信ツールの活用方法を学びます。

◆研修会場 根室商工会館(根室市松ヶ枝町2-7)

◆実施期間 2月18日(土) 1日間

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者・経営幹部(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 MORE経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095263.html>

No.27 業種別経営課題対策講座 **運送業**

運送業がドライバー不足を解消し経営力を高めるための人材育成

多様化する顧客ニーズや市場の期待に応え続けながら、社内で起こる様々な問題を解決するとともに、着実にドライバー確保と人材育成に取り組んで、厳しい時代を乗り越え成長するための運送業のあり方を学びます。

◆この研修のポイント

1. ドライバーの確保・定着に成果を上げているトラック運送業の経営者に講演して頂き、そのポイントを研究します。
2. 社内で起こる様々な問題を解決し、社内を活性化させる手法を学びます。
3. 受講者からは、「ヒントになるものがいくつもある」、「悩みの解決に自信が持てた」、「体験したことがない講義だった」と好評の研修です。

◆実施期間 2月21日(火)～22日(水) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 経営コンサルティング波多野事務所 代表・中小企業診断士 波多野 卓司氏
鳴海急送株式会社 代表取締役 酒井 誠氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095256.html>

No.503 ネット活用による販路開拓の進め方Ⅱ

「売れる」ネットショップづくりの勘所

『思うように売り上げが出なくてなやんでいる』、『サイトを開設したばかりで製品(商品)やサービスの訴求方法がわからない』、そんなサイトオーナーやWEB担当者に対して、自社の商品やサービスの紹介ページを徹底的に磨き上げ、「売れる」ネットショップの勘所を身につけていただきます。

◆この研修のポイント

1. 個別コンサルティング
 >事業戦略 >ネットショップ経営 >Webでの情報発信 を学びます。
2. ネットショップを構築するための基本的な知識を習得します。
3. 個別事例研究を通して自社サイトを捉え直し、そこから得た情報やヒントをもとにした実践的なサイト構築を学びます。

◆実施期間 3月8日(水)～10日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部 管理者(実務に携わる方も含む)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 ソフィアブレイン 小宮山 真吾氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095261.html>



中小企業・小規模事業者向けセミナーのご案内

無料

～ 旭川 ・ 札幌 の2都市で開催 ～

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成29年2月に道内2都市で開講する、無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファクスでお受けしています

人材育成セミナー・個別相談会開催！＜参加無料＞

社員が定着する「いい会社づくり」のために

～ 企業にとって人材こそが最重要の経営資源 ～

旭川会場 日程 2017年2月1日(水)

時間 13:30～15:30

会場 中小企業大学校旭川校 205教室

個別相談会 9:00～12:00 16:00～17:00

札幌会場 日程 2017年2月2日(木)

時間 13:30～15:30

会場 北海道本部 大会議室

(札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル 6階)

個別相談会 9:00～12:00 16:00～17:00

講師・個別相談会アドバイザー

ビジネス・コア・コンサルティング代表 坂本 篤彦氏

◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/dbps_data/_material/_inst_asahikawa/pdf/2016_zinnzaikuseisemin-asahikawa-sapporo.pdf

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校 (TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190) までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



**北海道食品製造業
食品表示セミナーのご案内（1～2月開催）**

（北海道）

食品産業の経営総務部門、営業企画部門、生産管理部門など、さまざまな部門の方々を対象とした「食品表示」に関するセミナーです。

平成27年4月1日から「食品表示法」に基づく「新しい食品表示制度」がスタートしました。

制度の円滑な導入に向けて、食品表示の概要や変更点、原料原産地の表示などについてご説明いたします。

参加費は無料です。詳しくはこちらのURLをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/zinzaiikuseiseminatirashi.htm>

◆セミナーの内容

- ①食品表示の概要 ②食品表示法への変更点 ③食品表示法での間違い事例
- ④特色のある原材料表示について（特に原料原産地について）

◆日程・会場

地 区	開催日時	会 場
宗谷	平成29年1月17日（火） 13：30～16：30	宗谷総合振興局 講堂 稚内市末広4丁目2番27号
胆振	平成29年1月24日（火） 13：30～16：30	苫小牧保健所 会議室 苫小牧市若草町2丁目2番21号
渡島	平成29年1月27日（金） 13：30～16：30	渡島保健所 101会議室 函館市美原4丁目6番16号
釧路	平成29年2月10日（金） 13：30～16：30	くしろ水産センター 大会議室 釧路市浜町3-18
オホーツク	平成29年2月20日（月） 13：30～16：30	網走保健所 会議室 網走市北7条西3丁目
十勝	平成29年2月24日（金） 13：30～16：30	十勝総合振興局 4階AB会議室 帯広市東3条南3丁目1

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室（担当：森永、樽井）

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5312 FAX：011-232-8860

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の
平成29年度の訓練生を追加募集しています！

【更新】（北海道）

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。
募集している訓練科目及び人員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、
科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院	障害者校
	一般選考(追加)	一般選考(随時)
出願期間	学院、科目により異なりますので、 各学院にお問い合わせください。 (平成29年3月下旬まで予定)	平成29年1月30日(月) ～平成29年4月10日(月)
試験日	学院が指定する日	① 3月1日(水)、②3月22日(水)、③4月13日(木)
受験資格	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められた方 (平成29年3月卒業見込みを含む)	
	ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方	
試験内容	学力試験(国語、数学)、面接試験	

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0083	室蘭市東町3丁目1-11	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（2-3月開講予定）のご案内【更新】（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

2-3月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		H29.2.1	H29.2.14	10	40	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H29.2.21	H29.2.24	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		H29.2.20	H29.2.24	5	30	25
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	CAD製図科	Jw_cad	稚内市		○		○	H29.2.6	H29.3.15	12	24	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

- 職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

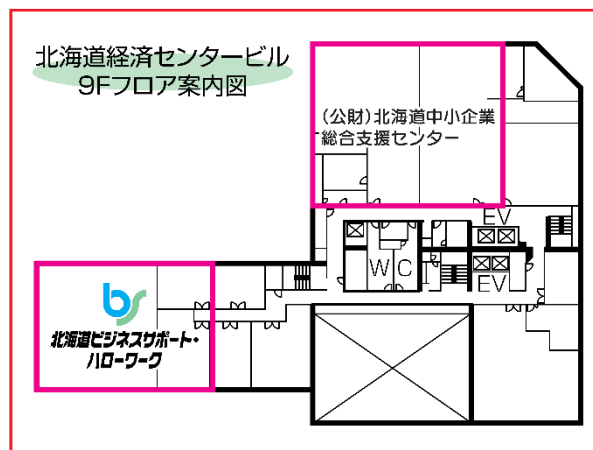
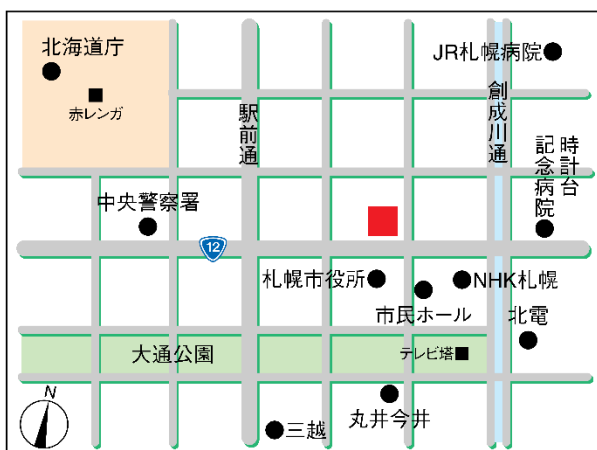
- 助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



中小企業・小規模事業者のための事業承継セミナーを開催します

～ 早めの準備が成功の秘訣 ～

【新規】（北海道経済産業局）

北海道事業引継ぎ支援センターでは、平成 29 年 2 月 8 日(水)に札幌市で「事業承継セミナー」を開催します。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 2 月 8 日(水)13:30～16:00

【場所】北海道経済センタービル 8 階 B ホール(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

【対象】中小企業者、支援機関 等

【定員】100 名(参加無料)

【主催】北海道事業引継ぎ支援センター

【共催】北海道経済産業局

◆プログラム

【第 1 部】

「改訂版 事業承継ガイドライン」と「経営交代時に活用できる支援策」について
講師：税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 税理士 玉越 賢治 氏

【第 2 部】

北海道事業引継ぎ支援センターの事業説明及び支援事例紹介
説明者：北海道事業引継ぎ支援センター統括責任者 村越 憲三
統括責任者補佐 北原 慎一郎

【第 3 部】

北海道の事業承継支援施策説明
説明者：北海道経済部地域経済局中小企業課 主幹 石原 利秀 氏

◆申込締切：平成 29 年 2 月 7 日（火）

申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170105/index.htm>

◆申込・問い合わせ

北海道事業引継ぎ支援センター

TEL:011-222-3111

FAX:011-222-3811

平成 28 年度第 2 回「航空機部品市場新規参入セミナー」を開催します
【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年 2 月 2 日に「航空機部品市場新規参入セミナー」を開催します。

本セミナーでは、地域を越えたネットワークを形成し、受注から最終の製品品質保証、出荷まで一貫生産体制を構築している Japan Aero Network(株)(大阪府)と、同社の支援を受けて参入を果たした(株)橘機工(青森県)の 2 社から、日本の航空機業界における中小加工メーカーの動向と新規参入のポイントについてご紹介します。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 2 月 2 日(木)13:00～15:30

【場所】室蘭市中小企業センター 3 階 大会議室(室蘭市東町 4 丁目 29-1)

【定員】80 名(参加無料)

【対象】航空機分野に関心のある企業、自治体、支援機関等

【主催】経済産業省北海道経済産業局、(一社)北海道機械工業会

◆プログラム

◇大空に夢をかけた中小企業の挑戦

講師:Japan Aero Network(株) COO 五十嵐 健 氏

◇中小企業が参入を考えるうえで大切なこと～参入事例から学ぶ～

講師:(株)橘機工 代表取締役社長 橘 賢志 氏

◆申込締切：平成 29 年 1 月 27 日（金）

申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/20170106/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

(一社)北海道機械工業会(担当:長尾、阿部)

TEL:011-222-9591/FAX:011-251-4387

E-mail:kogyokai@sweet.ocn.ne.jp

◆参考

◇Japan Aero Network(株)

航空機メーカーを支える中小企業の裾野拡大を図るため、2013 年に設立。受注から最終製品の品質保証、出荷まで、すべての管理・責任を担う体制を構築しており、各工程を担う企業は東北、北陸、関西に点在するなど、地域を越えたネットワークを形成している。

住友精密工業(株)の OB で同社 COO の五十嵐氏は、これまでネットワークの構築を主導的にリードし、全国数多くの機械加工中小企業を発掘し、支援を行ってきた。

◇(株)橘機工(青森県、資本金 1,000 万円、従業員数 25 名)

Japan Aero Network(株)のネットワークに参画することで航空機産業に本格的に参入し、平成 25 年に JISQ9100(品質マネジメントシステムー航空,宇宙)認証を取得。

難削材の加工を得意とし、航空機関連では住友精密工業(株)向けランディングギア部品等の加工を行っている。

「中小企業支援機関のための相談対応マニュアル」を改訂しました
～ 経営相談に知的財産のアドバイスを ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、商工会、商工会議所及び金融機関等の方々が、日頃、小規模事業者や中小企業から受ける相談に対する知的財産のアドバイスを行うための簡易マニュアルを作成しています。このたび、知財の取得に要する費用等を改正した平成 28 年版を発行しました。
(A5 版・36 頁・1,000 部・無料)

◆相談対応マニュアルの特長

本マニュアルでは、身近な経営相談に潜む知的財産の課題等を引き出すための「キーワード」や「質問の投げかけ方」、「注意するポイント」などをわかりやすく紹介しています。

相談者の中には、知的財産に関心の高くない方も少なくありません。「相談対応の基本的な流れ」をはじめ、「相談者への対応例」や「知的財産権の取得と維持にかかる費用」のことなど、実践的なアドバイスに役立つ情報をコンパクトに紹介しています。

《相談事例》

ア. 食肉の解体加工用器具の開発に適した補助金はないだろうか

→「器具」の構造は特許権、外観は意匠権で保護、事前調査で事業計画をブラッシュアップ！

イ. 新製品・新事業に協力してくれるパートナーを紹介して欲しい

→大学や公設試との共同研究・開発も知財で円滑に！事前の契約はしっかりと！

ウ. 取引先への新商品・サービスの上手な売り込み方を教えて欲しい

→自社の強みを知財で証明。展示会出展や秘密保持に注意！

エ. 外注先に作らせた△△が思いのほか便利だったので製品化したい

→当事者間の関係維持、権利侵害に注意！

オ. 会社を興したい・商品を販売したい・イベントを立ち上げたいので相談に乗って欲しい

→商標権、著作権の活用で会社のブランドロゴや「ゆるキャラ」を知名度アップ！

カ. ホームページやパンフレット等を作って会社や商品を宣伝したい

→自社が紹介された新聞や雑誌の記事を無断で掲載していませんか？

キ. 海外で販売されている商品を輸入販売したいので、輸入手続きを知りたい

→国内販売が制限されているものを輸入している場合があります！

ク. 海外展開を図りたいが、どのような進め方がよいだろうか

→リスクの高い海外では知的財産に関する備えが不可欠！

◆入手方法

1,000 部作成し、道内中小企業支援機関に無料配付しています。

また、当局のウェブサイトからダウンロードしてご利用いただけます。

【URL】http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20170106_2/index.htm

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階

TEL:011-709-2311(内線 2586) / FAX:011-707-5324 / E-mail:hokkaido-tokkyo@meti.go.jp

「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました

～ 平成 28 年度予算・補正予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や海外展開等をサポートするため、平成 28 年度補正予算事業を中心に「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

◆本ガイドブックは、当局のウェブサイトからダウンロードできます。

公募期間や応募先等、未定の情報は、決まり次第随時更新します。

中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. 革新的ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. 生産性向上設備投資促進税制
機械装置・建物等を導入する事業者を税制面から支援します(特別償却 50%または税額控除 4%)
3. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例
新たに機械装置を取得する中小企業を税制面から支援します(固定資産税を 3 年間半減)

【小規模事業者向け】

4. 小規模事業者持続化補助金
生産性向上や販路開拓に取り組む小規模事業者の広報費や店舗改装費等を補助します

【海外展開】

5. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金
地域発コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等を補助します
6. 中小企業等外国出願支援事業補助金(3 次公募)
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」

～ 11月から3月は冬季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

冬季の省エネルギーの取組(11～3月)を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」が10月28日に決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの取組について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いいたします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。

平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっております。

なお、当局でもオフィスの省エネルギー・節電の観点から空調管理の徹底、照度の削減等を励行しております。

◆詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/winter16/index.htm>

北海道最低賃金（地域・特定）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 786 28. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 830 28. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 900 28. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 821 28. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 825 28. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～
 フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽にお電話を！)
 詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

平成28年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞

受賞者の決定について

【新規】（北海道）

平成28年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の受賞者が決定しましたので、お知らせします。

なお、贈呈式は、2月23日（木）センチュリーロイヤルホテルにおいて執り行うこととしております。

◆ 賞の趣旨

科学技術の研究あるいは実践活動を通じて、本道産業の振興、道民生活の向上に寄与された個人又は団体の功績を讃え、道民の科学技術振興意欲の高揚を図る。

北海道科学技術賞は、本道の発展に功績のあった個人又は団体であって、科学技術上の優れた発明、研究を行い、その功績が顕著なものを対象とし、昭和35年度以来毎年行われており、平成27年度までに、146人、20団体を表彰している。

北海道科学技術奨励賞は、本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究を行い、今後の活躍が期待される若手研究者を対象として、平成25年度に創設され、平成27年度までに15名を表彰している。

◆ 受賞者

【北海道科学技術賞】

媚山 政良 氏（室蘭工業大学名誉教授）

野口 伸 氏（北海道大学大学院農学研究院教授）

北海道情報大学健康情報科学研究センター

【北海道科学技術奨励賞】

笠井 久会 氏（北海道大学大学院水産科学研究院准教授）

徳樂 清孝 氏（室蘭工業大学大学院工学研究科准教授）

宮竹 史仁 氏（帯広畜産大学地域環境学研究部門准教授）

山田 勇磨 氏（北海道大学大学院薬学研究院准教授）

山本 敬三 氏（北翔大学生涯スポーツ学部教授）

◆ 功績概要 道のHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H28kagishoukouseki.pdf>

◆ 選考方法

道内各市町村、大学、関係団体等に受賞候補者の推薦を依頼し、推薦のあった個人・団体について、北海道科学技術審議会に候補者の選考を諮問し、同審議会からの答申に基づき審査のうえ決定した。

◆ 贈呈式

日 時：平成29年2月23日（木）15時00分から

場 所：センチュリーロイヤルホテル 20階「グレイス」

（札幌市中央区北5条西5丁目）

◆ お問い合わせ先

北海道経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ

電話 011-204-5126（直通）